

議事録

R6.10.1 記 測

神奈川県剣道連盟臨時理事会（支部長・理事）

日時：令和6年9月26日（木） 18時00分～20時40分

場所：かながわ県民センター2階ホール

出席 理事 65名 支部長 29名 監事 2名（以下敬称略）
（委任状：支部長3・理事5）
規約27条より定足数を満たし成立した

資料 レジюме
別紙1 特別委員会報告書の修正について
別紙2 本部役員の事務局勤務実態について（回収）*個人情報の為
資料1 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員規則（案）
資料2 役員規則（案、一部決定案）
資料3 役員の選出（案、一部決定済）
資料4 一般社団法人神奈川県剣道連盟総会規則（案）
資料5 代議員数（案）
資料6 一般社団法人神奈川県剣道連盟支部長会規則（案）
資料7 一般社団法人神奈川県剣道連盟理事会規則（案）
資料8 一般社団法人神奈川県剣道連盟幹部会規則（案）
参考資料 参考1 一般社団法人神奈川県剣道連盟報酬に関する規程（案）
参考2 第4回法人化委員会議事録

議事録署名人 磯子区支部 寺澤 明 川崎市支部 伊藤 浩一

資料確認 17時55分

1. 開会 18時00分

議事録確認は前回から期間が短いため、次回理事会へ。

2. 会長挨拶（幸野）

3. 議 題

第26条により議長は会長が務めるが会長より理事長（小山）へ委任。

【報告事項】 レジюме・資料参照

(1)特別委員会報告書の修正について 別紙1 参照 (伊藤)

表記載ページ数 P6→P5

一部記載漏れの追記を報告。

(2)今回の事案に於ける幹部の責任について (野見山)

神奈川県問題の検証・解消の為の道筋をつける為と法人化に向けて動いている中、いま幹部が辞めても何も解決できないと考える。

幹部に不信任案が提出された場合は、受けるが、情報開示を行いながら神奈川県の過去に起こった問題に対してどう対処していくか、説明・実行していくことで幹部の責任を果たしていきたいと思う。

(3)本部役員の事務局勤務の実態について 別紙2 参照 (野見山)

透明性をもって活動をしている。謝金については他の団体に比べると少なく、源泉徴収を全ておこなっていて、内容も説明できるようになっている。

(4)事務局員の勤務実態について (野見山)

スーパーフレックス制を採用しているため、時間管理を個人に任せている。

次回の理事会でも再度説明を行う。

* 全剣連安全対策(笠村)

竹刀の事故が増えているため、周知徹底をお願いしたい。

面金・胴の打ち込み等による竹刀破損による目・目の近くの外傷の事故が増えている。

表面だけではなく、解いて竹刀の中の確認も行って欲しい。油を注すことや、刀の概念を忘れずに手入れを行い、中結いは4分の1の位置(強く締めすぎてもあそびがなく割れやすくなるため、程よいゆるみが必要)で結び、弦のゆるみにも注意が必要である。

特に子供たちの竹刀は薄いものも多く、注意が必要。

目に竹刀の破片が刺さった場合は、抜かずにすぐ病院に受診する。

* 全剣連理事会報告(笠村)

9月11日に全剣連理事会が開催された。(9月12日開催の県連理事会で一部報告済)

神奈川県問題は、全剣連の会長以下、役員・全国の理事達が注目している。

全剣連の取り組みは神奈川県の役員からの申し立てで始まり、予備調査を行ったこと、神奈川県が公明正大に運営できるように現在法人化を進め、神奈川県の独立性を侵さずに全剣連は見守るとお言葉をいただいた。

神奈川県の議事録を見たらうえて、綱紀委員会の申し立ては撤回されたが、全剣連としては、調査結果を残すべきではないかと発言を受けた。

全剣連として何らかの対応が必要ではないかとの意見もあった。

ホームページへの掲載は意外であったが、幹部の覚悟の現れではないかという意見もあった。

【協議事項】

(1)一般社団法人神奈川県剣道連盟会員規則（案） 資料1参照（野見山）

(2)役員規則（案、一部決定済） 資料2参照（野見山）

明朝体記載分は承認済み。

訂正

(2)-3第6条2項 理事年齢は~~18歳~~19歳より～

(2)-5（幹事監事の定数）

(2)-6第17条 名誉会長、名誉顧問顧問、～

訂正

(3)役員の選出（案、一部決定案） 資料3参照

明朝体記載分は承認済み。

訂正・削除

(3)-7 1行目 特別委員 削除。

第21条3項 審議員は若干名5名～ →審議員は若干名

訂正・削除

質疑

（滝澤）審議員5名と審査委員選考委員が9名と先程訂正があったが、5名のままよいのではないか。

（野見山）審判員選考委員と混同していた。審査員選考委員は5名のままである。

（伊藤）聞き間違いかもしれないが、(2)-6の第13条の説明時、審議員は範士2名、理事2名、学識経験者2名と説明があったと思われるが、そうすると6名ではないか。

（野見山）審議員は、範士2名、理事2名、学識経験者1名の計5名となる。

再度訂正理由、

審議員につき5名と会議で報告したが、審議員は剣道範士、居合道代表者、杖道代表者によって構成されるため、人数を確定できず、若干名のままとする。

説明者（野見山）の混同により、誤りました。お詫びして訂正します。

註 審査員選考委員：範士2名、理事2名、学識経験者1名（全剣連規程による）

審判員選考委員：9名（会長推薦6名、支部選出3名）

（特別委員役員の選出）

（特別委員役員の任期）

第23条 特別委員役員の任期は～

訂正

—休憩— 5分間

(綾瀬/鈴木) (3)-7の特別委員の修正を部分がわかりにくかった為、再度教えていただきたい。
また、文字というところで、遵守と順守と2通り使われていたり、ことが漢字であったり、ひらがなであったりするので整理いただきたい。

(野見山) 1行目 特別委員 削除。

(特別委員役員の選出)・(特別委員役員の任期)・第23条特別委員役員の任期は～
1行目のみ削除で、以下は委員を役員に訂正いただきたい。

文章の趣旨が変わらない文字を変更することは、今後ご了承いただきたい。

趣旨が変わるようであれば、理事会で相談をする。文字で気づかれたことがあれば事務局にメールでご連絡いただきたい。

訂正

(4)一般社団法人神奈川県剣道連盟総会規則(案)資料4参照

(4)-1(総会の設置、評議委員会総会の招集、出席者等)

第1条4項 あらかじめ文書(紙媒体または電子的方法)～

第3条5項 あらかじめ文書(紙媒体または電子的方法)～

訂正

(5)代議員数(案)資料5参照

質疑

(泉区/梁川)代議員の定数について、会員数が増減したときの見直しは、どのくらいの周期でおこなうのか。

(野見山)資料の会員数は令和5年度の会員数をもととしており、見直しは役員の任期が2年の為、2年ごとにその前の年度をもとに見直しを図っていきたいと考えている。

(令和7年をもって令和9年度の見直し)

(久保)剣道連盟には、居合道・剣道・杖道がはいついて、居合道・杖道も各支部に個別で所属しているが、居合道・杖道の意見を反映するのは、難しく感じる。

代議員の中に居合道部・杖道部を1グループとしていれていただきたく思う。

(野見山)居合道・杖道の場合は、支部に所属していて、またグループを作ってしまうと場合によっては、1人から2つの意見(権限・票)をもつ可能性がでてくる。

資料4第1条6項より出席は可能だが、投票権等が2重になる可能性を考えると難しく思う。

(6)一般社団法人神奈川県剣道連盟支部長会規則(案)資料6参照

(6)-2第7条3項 支部長会は審判員選考委員3名(湘南・相模原地区1名、横須賀地区1名、小田原地区1名)～←()追加

訂正

質疑

(戸塚/波田野) (6)-2 第 7 条 3 項で審判員選考委員が湘南・相模原地区 1 名、横須賀地区 1 名、小田原地区 1 名となっているが、横浜地区、川崎地区は入っていないのか。

(野見山)横浜地区・川崎地区は会員数が多いことから、多くの審判員が選考されている。記載の 3 地区は増えてきてはいるが、横浜・川崎地区よりは審判員数が少なく、情報を得るためにも、この 3 地区をいれている。

(戸塚/波田野)審判員選考委員は、先ほど説明いただいた 3 名だけではないと思うが残りの委員はどこで決められるのか。

(野見山)審判員選考委員会規則記載されており、概要は全体 9 名で残りの 6 名は会長の委嘱で理事会に諮って決められ、その中には会長も含まれる。委員会の規則は、法人化がある程度進んだときに、検討いただく予定である。

(鎌倉/阿部)湘南・相模原地区とあるが、湘南はどここの地区をさすものか。

(野見山)三段以下審査会のグループの地区となっている。審査会グループで相談をして審判員選考委員を各 1 名ずつ出していきたい。

(7)一般社団法人神奈川県剣道連盟理事会規則 (案) 資料 7 参照

質疑

(南区/花園) 支部長会と理事会について、それぞれ規則があるなか別々の議決をとる形となっているが、それぞれ議決をして違う結論が出た場合は、どちらを優先するなど、そういった場合はどうするのか。

(野見山)基本的に、支部長会で諮る内容と理事会で諮る内容は違うものと考えている。

もし、検討することとなれば最終的に総会で整理することとなると思う。

ぜひ、支部長と支部代表理事でよく話あっておいていただきたい。

(8)一般社団法人神奈川県剣道連盟幹部会規則 (案) 資料 8 参照

協議事項(1)～(8)まで理事(常任理事を除く)賛成多数により可決。((案)を外す)

要望

(厚木/中村)議事録記載事項について、全て読んで結果を探すのが大変な為、結果が先にわかるように記載して欲しい。または、ボールド(太字)記載をして欲しい。

註 今回は内容的にご要望に添えなかったが、今後ご指摘の事項につき議事録作成者とも相談させていただきます。

確認

(伊藤) 会員規則第5条個人会員とあるが、個人会員は積極的に認めていくのか、それとも例外的に個人会員は認めるものなのか。個人会員を認めていくと支部として成り立たなくなる可能性が出てくると思う。また、個人会員は現在何名いるのか、理由は何なのか、教えていただきたい。

(野見山)個人会員は、現在2名。個人会員設立の経緯は、前会長時、支部には入りたくないが剣道は続けたいという会員がいた。会員も増やしたいという基本的な構想もあり、そのような人が増えるようであれば救済方法として良いのではないかと設立した。実際問題として、法人の規則を作成するときにも個人会員を入れるか迷ったが、現在2名の会員がいるということで、個人会員を認めている。積極的に個人会員を解消する方向に連盟として働くべきだと考え、個人会員が0名になった段階で改正していきたいと思う。

・法人化に向けてのステップとして(野見山)

- ① 定款の承認。(日本パートナーグループの行政書士に定款の確認をお願い)
- ② 定款を登記する。
- ③ 代表理事の選挙。

・代議員、法人化時支部長と理事(現在のままで問題ない)の選出、報告
10月18日(金)までに事務局所定の用紙(後日送付)にて提出願う。
(場合によっては印鑑証明が必要な人がいる)

4. その他

- ・11月10日(日) 剣道研究会 於かながわ県民センター2階ホール
会員の減少をどう減らすかがテーマの為、支部長・代表理事の積極的参加を希望。
- ・次回理事会
11月21日(木) 18:00～ 於かながわ県民センター2階ホール
議事録署名人：金沢区支部・横須賀支部

—閉会—

以上